

## 教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証について (次期教員養成部会への申し送り事項)

### I. 包括的な検証の経緯について

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会においては、令和2年7月17日に「審議まとめ」を、また、中央教育審議会初等中等教育分科会においては、同年10月7日に「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中間まとめ）」をとりまとめたところである。

これらのまとめの中では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、

- ・多くの現職教師が、免許状更新講習が数多く開講されている長期休業期間中を含め、子供たちの学びの保障に注力しなければならない状況が生じている
- ・通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を迅速に構築することが求められている

ことから、教員免許更新制が現下の情勢において、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析を行う必要があるとされた。

また、これらの事態も契機として、教師の勤務の長時間化や教師不足の深刻化といった近年指摘される課題との関係も視野に入れつつ、例えば、教員免許更新制そのものの成果や、教師のキャリアステージごとに教師の資質能力の指標を定め、それに基づいて研修計画を策定する仕組みの定着状況など、教員免許更新制や研修をめぐる制度に関してより包括的な検証を進めることにより、将来にわたって必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるような在り方を総合的に検討していくこととされた。

さらに、これらのまとめの後にも、少人数によるきめ細やかな指導体制を計画的に整備し、安全・安心な教育環境とICT等の活用による新たな学びを実現するため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）を改正し、小学校について、学級編制の標準を5年かけて35人に引き下げることとし、必要となる教職員定数の計画的な改善を図ることとなるなど、教師の人材確保と質向上をめぐる状況には大きな変化が見込まれている。

教員養成部会においては、教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証を行うために、都道府県教育委員会や各校長会、講習開設者である大学に対するヒアリングも含め、6回に渡って審議を行ったところである。

当該包括的な検証と、将来にわたって必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるような在り方の検討については途上であるものの、今般、第10期教員養成部会がその委員の任期を終えることになることから、これまでの審議の経過を取りまとめるとともに、次期教員養成部会に対する申し送り事項を明らかにするものである。

## Ⅱ. 包括的な検証の経過報告

### 1. 教員免許更新制の評価について

～ 制度創設時の狙いが達成できているか ～

#### 【意見の概要】

教員免許更新制は、その趣旨である「最新の知識・技能の修得」には一定程度の効果がある一方で、費やした時間や労力に比べて効率的に成果の得られる制度になっているかという点では課題がある。また、学校内外で研修が実施されていることに鑑みれば、10年に一度の更新講習の効果は限定的である。

教員免許更新制は、教師として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識・技能を修得することで、教師が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とし、平成21年4月から導入された制度である。

免許状更新講習(以下単に「講習」という。)については、各受講者が、講習終了後、

Ⅰ. 講習の内容・方法についての総合的な評価

Ⅱ. 講習を受講した受講者の最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価

Ⅲ. 講習の運営面(受講者数、会場、連絡等)についての評価

のそれぞれについて「よい」「だいたいよい」「あまり十分でない」「不十分」の4段階で評価を行っており、講習開設者は、その結果をとりまとめ文部科学省に報告することとされている。

令和元年度については、必修領域、選択必修領域、選択領域ともに、「よい」「だいたいよい」の合計が90%を超えており、概ね高い評価を得ているところである。

ヒアリングにおいては、校長会関係者から、学校の業務に追われ、ともすれば視野が狭くなり、独りよがりな教育に陥ることも指摘される中で、

- ・定期的に新しい教育に関する知識や技能を学ぶこと
- ・自らの指導に新たな視点を加える機会となっていること
- ・改訂が行われた学習指導要領についても、講習の中にその内容が組み込まれること

には意義があり、教員免許更新制の趣旨である「最新の知識・技能の修得」に

は一定程度の効果があるという意見が聞かれたところである。

特に、概ね規模が小さく、研修が十分に実施できない場合もある幼稚園関係者からは、教員免許更新制によりすべての教師に学びの機会が得られたことを評価する意見が聞かれた。また、特別支援学校の関係者からは、必修領域に「子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む)」が設定されていることにより、特別な教育的ニーズが必要な児童生徒の理解や支援の在り方を見直す機会になっているとの意見が聞かれた。

部会の委員からは、国際的に見て、大学等の優れた講座を活用して、教師の専門性の向上が果たされているというケースもある中で、我が国において、大学を教師の資質能力の向上の場として本格的に活用したのは教員免許更新制であり、この契機を教師の資質能力の向上に活用することが求められるという意見や、最新の知見や実践が総合的に集約された大学が、受講者に提供する学びは、教師の実践を一般化・相対化し、より高度な視点で自らを振り返り、次の学びへとつなげることができる可能性を有しているという意見があった。

一方で、教育委員会関係者からは、少なくとも時間を費やす講習である以上、受講者の資質の向上に一定の効果はあると考えられるものの、

- ・ 費やした時間や労力に比べて効率的に成果の得られる制度になっているかという点では確実に課題がある
- ・ 教育現場で対応が必要となる諸課題については、学校内外で研修が実施されていることに鑑みれば、「最新の知識技能」を修得するうえで、10年に一度の更新講習の効果は限定的である

という意見が聞かれたところである。

また、校長会関係者からも、現代の社会の急激な変化に即応するためには、10年に一度の更新講習では、その変化の実態に迫いつけず、本来の趣旨を十分に達成できているとは言い難い、講習のみで変容が見られることはない、教師のスキルアップにつながっているという実感がなく、主体的な研修ではなく力がついていないという意見が聞かれたところである。

これらの意見に加えて、部会の委員からは、いかなる講習を受講するかという点が受講者本人の判断に完全に委ねられていることや、講習の成果が個人のレベルから学校全体のレベルに広がっていないことについて指摘があった。

教員免許更新制の成果は、受講者が自らのニーズに合った質の高い講習を受講することができるかに依存する部分が大きいものと考えられる。しかし、教育委員会関係者、校長会関係者に共通して、

- ・ 多忙かつ地理的な条件により受講可能な講習に限られる等の事情から、免許状を更新するための講習を修了すること自体が目的化してしまい、自らのニーズに合った講習よりも、とにかく受講しやすい講座を選んで

しまう傾向がある

- ・ 講習の内容も講習開設者が工夫を凝らしているものがある一方で、教師が個々に直面している課題に必ずしも即応して、学校で生かせる講習ばかりとは限らない

という意見があり、教員免許更新制の成果に対する否定的な意見の背景には、自らのニーズに合った質の高い講習を受講することができていないと感じている受講者が存在しているという状況があると考えられる。

教員免許更新制は、公立学校の教師以外も含めて、すべての教師を対象とした制度であり、講習の機会を教師としてのやりがいにつなげていくような機会とできるよう、受講者それぞれが最新のテーマや必要な内容を自ら主体的に学ぶことができる環境づくりが重要であるという指摘が部会の委員からされているが、こうした受講者が存在している状況は理想的な姿と乖離しているという認識の下で、今後も検討を進めていく必要がある。

## 2. 教員免許更新制の課題について

### ①教員免許更新制の制度設計について

#### 【意見の概要】

教員免許状の更新手続のミス（いわゆる「うっかり失効」）が、教育職員としての身分に加え、公務員としての身分を喪失するという大変重い結果をもたらすことについては疑問がある。また、教員免許更新制そのものが複雑であることも課題である。

所定の講習を受講・修了しなかった現職教員の免許状は失効することになるが、公立学校の教師の場合、免許状が失効した場合には、教育職員としての身分のみならず地方公務員としての身分も喪失することになる。

教育委員会関係者からは、教員免許状の更新手続のミス（いわゆる「うっかり失効」）が、教育職員としての身分の喪失に加え、公務員としての身分にも関わる事態を招くことについて疑問視する意見があった。

また、教員免許更新制そのものが複雑であるという意見も校長会関係者からは寄せられた。指導実績や生徒からの信頼を考慮されることなく、免許状が失効してしまうことが、教育現場にとって大きなマイナスとなるという声も聞かれた。

所定の講習を受講・修了しなかった現職教員の免許状が失効することは、平成 18 年の中央教育審議会答申において、「公共の要請により、合理的な範囲内で新たに制約を課すことは許容し得る」「当該講習を修了しない場合は、免許状が失効することとするは、必要性和合理性があり、現に教員免許状を有する者に対しても、更新制の基本的な枠組を適用することが適当」と整理されているところであり、教員免許更新制の根幹に関わる部分であるが、こうした意見が寄せられたことについては、議論の出発点として留意しつつ検討を進める必要がある。

## ②教師の負担について

### 【意見の概要】

教師の勤務時間が増加している中で、講習に費やす 30 時間の相対的な負担がかつてより高まっている。また、講習の受講が多い土日や長期休業期間には、学校行事に加え補習や部活動指導が行われたり、研修が開催されている場合もあり、負担感がある。さらに、受講時間の捻出という点のみならず、申込み手続や費用、居住地から離れた大学等での受講にも負担感がある。

文部科学省の調査で明らかにされているとおり、平成 28 年度の教師の勤務時間は、教員免許更新制導入前の平成 18 年度と比較して、平日・土日ともに増加している（教員勤務実態調査（平成 28 年度）：平日 1 日当たり、小学校は 43 分増、中学校は 32 分増。土日 1 日当たり、小学校は 49 分増、中学校は 1 時間 49 分増）。この状況も踏まえて、教育委員会関係者からは、講習に費やす 30 時間の相対的な負担がかつてより高まっているという認識が示された。また、講習を受講するため、土日や長期休業期間を活用する者が多い現状にあるが、この 30 時間という時間は長期休業期間であっても簡単に作り出せるものではないとの意見も聞かれた。今後、新たな動向として、年間の変形労働時間の導入の検討も必要となる中、休日のまとめ取りを可能とするためには、夏季休業期間中の研修の在り方も見直す必要があるとの意見もあったことは、教員免許更新制の在り方にも影響を及ぼすものであり留意しなければならない。

校長会関係者からは、土日や長期休業期間中に学校行事に加え補習や部活動指導が行われたり、都道府県教育委員会主催の研修が開催されている場合もあることから、教師が講習との両立に負担感を感じているとの意見や、地理的な条件により受講可能な講習に限られる等の事情から、自らのニーズに合った講

習を受講できないことがより一層負担感を増しているという意見が聞かれた。

さらに、教育委員会関係者、校長会関係者に共通して、受講時間の捻出という点のみならず、申込み手続や費用、居住地から離れた大学等での受講に負担感があるという意見があった。申込み手続については、申込みが朝から始まり申込み順で締め切られる講習に仕事をしながら申し込むことが難しいケース、数多くの講習の中から適切なものを選択することが難しいケースなどがあるという報告もあった。

教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることを目的とした「働き方改革」を実現する上で、こうした教員免許更新制に起因する負担感は看過できるものではなく、その解消を力強く進めていくための在り方を検討する必要がある。

### ③管理職等の負担について

#### 【意見の概要】

教員免許更新制に関する手続や教師への講習受講の勧奨等が、学校の管理職や教育委員会事務局の多忙化を招いている。

教育委員会関係者、校長会関係者に共通して、重大な結果を招きかねない免許状の失効を防止するため、更新期限の確認や講習受講の勧奨を行っていることが、管理職の多忙化につながっているという認識が示された。

また、教育委員会関係者からは、毎年度の更新手続や各種問い合わせへの対応、採用時の期限の確認、学校に対する調査等、大きな作業量が生じているとの意見があった。

教師のみならず、管理職等の負担についても、十分留意して今後の検討を進めていく必要がある。

### ④教師の確保への影響について

#### 【意見の概要】

免許状の未更新を理由に臨時的任用教員等の確保ができなかった事例が既に多数存在していることに加え、これまでと同じように退職教師を臨時的

任用教員として活用することが困難になりかねない状況が生じている。

全国的に教師の確保が厳しくなっている中で、教育委員会関係者、校長会関係者に共通して、教師の確保に対して教員免許更新制が悪影響を与えているという意見が多く聞かれた。今後は、前述のとおり、小学校について学級編制の標準が見直されることになっており、より教師の確保については重要な課題となることを見込まれることに留意する必要がある。

第一に、臨時的任用教員等に対する影響について意見が聞かれた。育休・産休に入る教師や病気休暇を取得する教師などが増加する中で、臨時的任用教員等が数多く必要とされているが、少子高齢化という人口構造の変化に伴う生産年齢人口の減少や近年の大量退職・大量採用に伴う採用倍率の低下（令和2年度の公立小学校の採用選考試験の採用倍率は過去最低の2.7倍）などから臨時的任用教員の候補者等のなり手そのものが少なくなっている現状にある。教員免許状を保有しているものの、教職に就いていない者は、多くの場合講習を受講していないことから、免許状が有効ではなく、すぐに任用することができない。教育委員会関係者からは、こうした免許状の未更新を理由に臨時的任用教員の確保ができなかった事例が既に多数存在しているという報告があった。また、文部科学省の通知に基づき、未更新者に対して臨時免許状を授与することもできるが、活用が進んでいないとの意見も聞かれた。

特に、これまで免許状の修了確認期限が設定されていなかった退職教師（制度導入時に55歳を超えていた者）と異なり、今年度以降65歳に達する退職教師は、講習を受講しなければ免許状が未更新の状態となる。将来の任用・雇用が不確定であること、講習の受講に一定の負担が発生することにより、講習を受けてまで臨時的任用教員等として継続的に働きたいとは思わない者が現れることが想定されることから、これまでと同じように退職教師を臨時的任用教員等として活用することが困難になりかねないという強い懸念が教育委員会関係者、校長会関係者から共通して表明されている。また、一部の校長会関係者からは、定年が近くなった教師が、免許状の更新のタイミングで早期退職する例が見られるという報告もあった。

第二に、教員免許状を取得した後、民間企業等に勤務し、セカンドキャリアとして教師の道を再び志す社会人に対する影響について意見が聞かれた。教育委員会関係者からは、例えば、中堅教師の層が薄くなっており、いわゆる「就職氷河期世代」が教師の年齢構成バランス上も必要となる中で、教員免許更新制が一つの足かせとなり、こうした世代の教師への志望意欲を結果としてそぐことにつながりかねないという意見が聞かれた。この点については、現在、文



部科学省において、教員免許状を所持しつつも民間企業等に勤務する者等に対する調査が行われており、その結果も確認する必要がある。

第三に、大学等の学生の教職志望に与える影響について意見が聞かれた。校長会関係者からは、他の資格においても有効期間が設定されているので、教員免許更新制が直接影響を与えることはないという意見、取得した免許状が期限付であり、定期的に更新をしなければならないことが教職志望の意欲を低下させてしまうという双方の意見が聞かれたところである。

学校へ配置する教師の数に一時的な欠員が生じるいわゆる教師不足は、正常な学校運営を妨げる重大な問題である。教員免許更新制が、教師不足につながっているという指摘は重大なものとして受け止める必要があり、その解消に向けた検討を継続していく必要がある。

## ⑤講習開設者側から見た課題等について

### 【意見の概要】

受講者からは、最新の知識が得られる講習、学校現場における実践が可能な内容を含む講習、双方向・少人数の講習が高い評価を得る傾向がある。一方で、講習開設者は、講習を担う教員の確保や採算の確保等に課題を感じている。また、オンライン講習の充実は、自らのニーズに合った質の高い講習の受講につながる可能性がある。

講習開設者からは、受講者アンケート等を踏まえつつ、講習内容や開講形態などの在り方について学内で設けられた委員会等で検討し、その改善に努めていることが報告された。また、受講者アンケート等の内容等を基に各受講者が、

- ・最新の知識が得られる講習
- ・日々の疑問へのヒントが得られる講習
- ・学校現場における実践が可能な内容を含む講習

などのほか、

- ・今後の主体的な学びや振り返りの契機となるような講習
- ・グループワークや事例発表を取り入れるなど、双方向・少人数の講習

を高く評価する傾向があるという分析が示された。

さらに、講習開設者からは、大学としての社会貢献、現職教員との信頼関係の確保、現職教員を通して学校現場の現状を知ることができること等にメリットを感じているものの、

- ・講習を担う教員の確保と必要な講習数の開設（特に必修領域については、

専門性を有する教員に限られることから、一講習当たりの受講者数が多くなり、満足度が低くなる傾向があること)

- ・受講者の募集から修了証発行までの事務負担
- ・採算の確保（特に受講者が希望する少人数の講習を開講する場合には採算が取れない可能性があること）
- ・講習の内容に関する地元教育委員会との連携

に課題を感じているという報告があった。

教育委員会関係者からは、講習が個々の教師の経験やキャリアステージを考慮することなく開設され、受講されている状況について、研修が教員育成指標に基づいて体系的に実施されている状況に比して疑問視する意見があった。特に、学校に全く勤務した経験のない者も混在している中で、全ての参加者に意味のある講習を設計することは、講習開設者にとってもかなり困難なのではないかという認識が示された。

また、校長会関係者から、講習は文部科学省の認定を受けて開設されているものである以上、一定の水準が維持されていると考えているものの、本当に最新の教育事情を反映したものであったのか残念に思うような声も聞かれているという報告があった。講習内容について、各教師が、実際の指導で活用できるような、指導法や教材を扱う実践的なものとするべきであるという要望も表明された。一方で、講習開設者からは、即時に役立つ内容は、長期的には陳腐化する可能性があり、主体的に学ぶ契機になることを期待しているが、受講者に十分伝わっていないことも示唆された。

校長会関係者から、オンライン講習の充実などを通じて、居住地で、受講できる講習内容の選択肢を広げることが、自らのニーズに合った質の高い講習を受講することにもつながることから、受講者の負担の軽減につながるという意見もあったが、講習開設者からは、オンラインの講習を受講できる環境が整っていない受講者も存在しているという状況が紹介された。

これらの意見等を踏まえ、部会の委員からは、

- ・講習の実施に当たって講習開設者と地元の教育委員会が教員育成協議会等を活用しながら連携を深めていくことが重要であること
- ・講習内容について必修領域を中心として見直すこと、また、全体としてコンテンツベースからコンピテンシーベースで見直すことが必要であること
- ・大学等の講習開設者の事務負担の軽減、また、幅広い講習のオンライン化、あるいは新しい講習の開設に踏み切るための財源の確保が重要な課題であること

について指摘があった。

講習の内容や受講の形態の在り方は、受講者の満足度、ひいては資質能力の向上に強く関係するという認識の下、検討を継続していく必要がある。

### 3. 各都道府県等が体系的に行う教員研修の状況について

#### 【意見の概要】

教員研修については、教員育成指標に基づく体系化やワークショップ形式の導入など研修の方法の改善、研修のオンライン化などが進んでおり、平成 28 年の教育公務員特例法の改正を踏まえた研修の充実・改善が進んでいることがうかがえる。また、独立行政法人教職員支援機構の行う研修についても、オンライン化の進展や内容の見直しが進んでいる。

教員研修については、教育委員会関係者に対するヒアリング等において、

- ・大学と共催で、中堅教諭等資質向上研修を 10 年ごとの悉皆研修として位置づけ、教員育成指標に基づいた系統的な資質能力を教師に意識させつつ、その育成を図るなど、取組の充実が図られていること
- ・講習をこうした悉皆研修に組み入れていること
- ・研修の受講履歴等を管理するシステムの構築・充実を進め、教師自らが資質能力を自己評価し、主体的なキャリア形成につなげていく取組を進めていること
- ・研修の方法についても、学びあいのコミュニティの形成を意識した自主的・主体的な研修への支援や、同世代、異世代、異校種、異教科のグループ協議を行うなど、工夫が図られていること
- ・集合型の研修だけでなく、訪問型の研修やオンデマンド型のものも含めたオンライン方式の講座開設の充実を進めるなど、自らの課題意識に基づいていつでもどこでも受講できるような取組を進めていること

について事例が紹介されたところであり、平成 28 年の教育公務員特例法の改正を踏まえた研修の充実・改善が進んでいることがうかがえる。また、校長会関係者からも、

- ・多くの地域で初任者研修を含め、経験年数別又は担当職務別に体系化された研修が計画的に開催されており、さらに ICT 教育など専門的な研修も多くの地域で実施されていること
- ・こうした研修では大学関係者をはじめとする外部講師が招聘され、地域の実情に合わせて指導が行われていること

・研修方法についても、講義形式だけでなく、ワークショップ形式やグループ討議方式が取り入れられるなど改善・充実が図られていることなど、研修の改善が進んでいることを評価する声が聞かれている。

また、我が国における教員養成・採用・研修関係機関間の中核拠点である独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）における研修については、機構から、

- ・コロナ禍において、オンラインで実施した指導者養成研修の受講者や、機構のオンライン講座「校内研修シリーズ」の視聴回数が目立って増加していること
- ・オンラインで実施された中央研修及び指導者養成研修においては、講義内容の厳選、リフレクション・振り返りの時間の充実を図るなどの工夫を行っており、受講者が繰り返し視聴できることや、移動に伴うコストの削減が評価されていること
- ・オンラインで実施される研修においても、講師や受講者同士の交流を促すことが求められていること
- ・平成 29 年度に機構が現在の組織となって以降、学び続ける教師像を具現化できるよう、研修内容の改善を図っていること

について説明があった。校長会関係者からは、外部講師の招聘が難しい校内研修において、機構のオンライン講座「校内研修シリーズ」を活用しているという現状が示されるとともに、特にコロナ禍において、在宅勤務中の職務として機構のオンライン講座「校内研修シリーズ」が有効に活用でき、その後も継続的な視聴につながっているという積極的な評価が聞かれたところである。

このように研修の内容や提供手法が充実してきている中で、校長会関係者からは、日常的な研修の受講を講習の受講とできるような相互活用をより積極的に進めることにより、研修と講習の重複を解消し、教師の負担の軽減につなげることができるのではないかという意見があった。

部会の委員からは、教師の学びたい気持ちを大切にしつつ、主体的・意欲的な教師の学びを実現することの重要性がたびたび強調された。こうした教師の姿を実現するために、各都道府県等における研修も含め、自ら選択した研修の受講を積み重ねて次のステージにつなげていくことができるような教員免許更新制とすることが必要であることから、研修と講習の相互活用をより積極的に進めることが重要であるという意見があった。一方で、研修と講習の相互活用については、制度的には認められているものの実際にはなかなか取組が進んでおらず、課題解決に向けた一層の取組を図るべきとの意見もあった。また、教師の養成を担う大学等と、教師の採用・研修を中心的に担う教育委員会が一体になって教師の資質向上を図るため、教員育成協議会を活用していくことなど

の取組を促進していくことが重要であるという意見があった。

研修の姿が、近年大きく変わりつつあるという現状を踏まえつつ、今後も講習との関係を含めて検討を深めていくことが必要である。

### **Ⅲ. 次期部会における検証・検討について**

#### **1. 包括的検証に関して残された論点について**

以上、第10期教員養成部会における教員免許更新制や研修をめぐる包括的検証について整理を行ったところである。

第11期教員養成部会では、これまでのヒアリングで表明された意見を重く受け止めつつ、新年度に明らかになる教員免許状の有効期限延長の状況、臨時免許状の授与の状況など、各種のデータに基づきながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響下で、教員免許更新制が、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析を行う必要がある。

また、本年度、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」（令和2年6月5日文部科学省初等中等教育局）に基づき、教師が「学びの保障」に集中する環境整備を図るため控えていた現場の教師を対象とする一定規模の調査を新年度に速やかに行い、上記のヒアリングで得た事実認識が、現場の教師の認識と一致していることを裏付けることが必要である。教員免許更新制が、すべての教師が、10年に一度、定期的に知識・技能を刷新し、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とするものである以上、最終的に現場の教師の認識というものを適切に把握することが、検証の完了に当たっては必要不可欠である。

さらに、文部科学省において現在行われている、講習を開設している大学に対する調査や、教員免許状を所持しつつも民間企業等に勤務する者等に対する調査の結果を踏まえつつ、教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証を早急に完了する必要がある。

#### **2. 検証終了後の検討の在り方について**

検証が完了した後は、その結果を踏まえて、教員免許更新制や研修の在り方について速やかに見直しを行い、その方策を教育現場に定着させて教師の資質向上を図る必要がある。

ヒアリングの中では、教育委員会関係者、校長会関係者ともに、教員免許更新制の成果が限定的であるという認識の下、研修の充実と合わせて、教員免許更新制の廃止を求める意見も表明された。教員免許更新制がねらいとする「最新の知識・技能の修得」は教員育成指標に基づく体系化やワークショップ形式の導入など研修の方法の改善、オンライン化などの改善が進んでいる研修により代替できるという認識も示されている。

また、教員免許更新制について、受講者の負担軽減や利便性の向上という観

点から、教育委員会関係者、校長会関係者から共通して、

- ・ 30 時間を 2 年間で受講するという仕組みの見直し（例えば 5 年間とすることなど柔軟性の向上）
- ・ 教育委員会の主催する研修との互換の促進（研修を講習として認定する際の要件の緩和）
- ・ 個々の教師の勤務実績や研修受講歴等を踏まえた講習の免除対象者の拡大
- ・ 免許状失効者に対する臨時免許状授与に関する運用の柔軟化
- ・ 講習内容の質の向上
- ・ 講習のオンライン化の促進

といった内容が改善策として提案されている。

包括的な検証の中で教員免許更新制については厳しい評価がなされており、指摘された課題については真摯にその解消を図る必要がある。このため、何らかの前提を置くことなく抜本的な検討が求められる。

これまでの段階での検証の結果を踏まえると、その時々で求められる教師としての基本的知識技能が保持されるよう、定期的に必要な刷新とその確認を行うという制度の趣旨を踏まえつつ、教員免許更新制について、抜本的に検討を行い、

- ・ 教師の資質能力の確保
- ・ 教師や管理職等の負担の軽減
- ・ 教師の確保を妨げないこと

のいずれもが成立する解を見出していかなければならない。

教師の資質能力の確保のためには、講習のオンライン化や教育委員会と講習開設者の連携強化等による講習内容の充実、機構が実施する様々な研修の有効活用も含め、各教師が自らのニーズに合わせて資質能力を向上させていくことができる環境を構築することが重要である。講習と研修の互換の促進は、こうした環境の構築に資することから、相互活用をより一層進めていく仕組みを検討する必要がある。また、勤務実績等に基づく免除対象者の拡大は、受講者の負担軽減につながると考えられる。

教育委員会関係者や校長会関係者からの提案その他の改善策を講じることにより、教師の資質能力の確保を図るとともに、教師や管理職等の負担が軽減され、教師の確保を妨げない教員免許更新制とすることが可能かという観点で、今後も具体的な検討が行われる必要がある。